

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|---|
| 10 | 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

泉崎村は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

泉崎村長

公表日

令和5年4月1日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称 | 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>当村は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や住民に対する予防接種、接種券の発行等を行う。 ・接種結果を予防接種台帳へ記録する。 ・予防接種による健康被害が生じた場合の給付金の支給に関する事務を行う。 <p>番号利用法別表第二に基づいて、当村は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務において、情報ネットワークシステムを接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。</p> |
| ③システムの名称 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 予防接種ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | <ol style="list-style-type: none"> 1 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年3月31日法律第27号) <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一の93の2項 2 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) <ul style="list-style-type: none"> ・別表第一省令第67条の2 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | <p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p> |
| ②法令上の根拠 | <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令) <p>(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(115の2の項) (別表第二省令における情報提供の根拠) :別表第二省令(第59条の2)(別表第二の115の2の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(115の2の項) (別表第二省令における情報照会の根拠) :別表第二省令(第59条の2)(別表第二の115の2の項)</p> |

| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
|--------------------------|--|
| ①部署 | 保健福祉課 |
| ②所属長の役職名 | 保健福祉課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| - | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 〒969-0101 福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字八丸145番地 泉崎村役場 総務課 電話:0248-53-2111 ファクス:0248-53-2958 E-mail:soumu@vill.izumizaki.fukushima.jp |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 〒969-0101 福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字山ヶ入101番地 泉崎村役場 保健福祉課 電話:0248-54-1335 ファクス:0248-54-1353 E-mail:fukushi@vill.izumizaki.fukushima.jp |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が | [1,000人以上1万人未満] |
| | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和5年4月1日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] |
| | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和5年4月1日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] |
| | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| | | |
|---|---|--|
| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|----|--------|--------|------|-----------|
| | | | | | |